

社会福祉法人和寒町社会福祉協議会 評議員等の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人和寒町社会福祉協議会の定款第10条の規定に基づく、評議員の費用弁償と各種委員会委員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員及び各種委員会委員が、公務のため管外に旅行したとき、又は町内における会議若しくは公務の都合で職務に従事したときは費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表及び職員旅費支給規程による。ただし、職員旅費支給規程第3条第6項の規定は適用しない。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

別表

| 区 分 | 車 賃 (1 kmに付) | 日 当 (1日に付) | 宿 泊 (1夜に付) |
|--------|-----------------|-------------------|---------------|
| 町内及び町外 | 37 円 | 4 時間未満の場合 2,000 円 | 実費支給 |
| | | 4 時間以上の場合 3,000 円 | |

備 考

- (1) 車賃は、和寒町料程表による。往復距離1 km未満の端数は切り捨てして計算する。ただし、公用車利用の場合あっては、車賃は支給しない。
- (2) 評議員等は、比布町・愛別町・当麻町・鷹栖町・剣淵町・士別市及び名寄市風連町における会議及び公務等が4時間未満の場合は町内日当を適用し支給する。(この条項において4時間以上の場合は町外日当を適用する。)
- (3) 札幌市及び道外旅行については車賃として1日500円、東京都内は1日1,500円を支給する。
- (4) 鉄道片道100キロメートル以上の日帰りについては日当を10割加算し支給する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。